専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり 専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年6月12日提出

安芸高田市長 石丸 伸二

- 1 専決処分の内容令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第13号)
- 2 専決処分年月日令和5年3月31日

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第13号)について、専決処分する。

令和5年3月31日

安芸高田市長 石丸 伸二

1 予算の内容

別紙「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第13号)」のとおり

(別 紙)

令和 4 度安芸高田市一般会計補正予算 (第 13 号)

令和 4 年度安芸高田市の一般会計補正予算(第 13 号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和5年3月31日専決

安芸高田市長 石丸 伸二

第1表 繰越明許費補正

(追加)			<u>(単位:千円)</u>
款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業集落排水事業特別会計繰出金	7,800